

岐阜県公報

号外 (一) 令和二年七月十七日

目 次
告 示

災害救助法に基づき高山市長及び下呂市長が行う」ととし
た救助の実施に関する事務を行う期間の延長

(危機管理政策課)

ページ

岐阜県告示第二百九十七号

災害救助法に基づく救助の実施に関する告示（令和二年岐阜県告示第二百七十九号）
により高山市長及び下呂市長が行うこととした被服、寝具その他生活必需品の給与又は
貸与及び障害物の除去について、その期間を次のとおり延長する旨の通知をしたので、
災害救助法施行令（昭和二十一年政令第二百二十五号）第十七条第一項の規定により告
示する。

令和二年七月十七日

岐阜県知事 古 田

筆

令和二年七月八日から令和二年七月二十七日まで

令和二年七月十七日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社